

〈要約〉

自転車と交通安全

A comment on the safety bicycle driving

秋山義継
Yoshitsugu Akiyama

道路交通法では、自転車は自動車と同じ「車両」である。ところが、歩道も走行できるという、あいまいな状態が長らく続いてきた。2008年改正の道路交通法は、歩道走行は例外とした。そこでは自転車と歩行者を分けるのが狙いであった。原則は車道走行で、幹線道路など車道が危険な場合は歩道を走行できる。だが、車道走行の原則を知らない人が多く、法改正の趣旨があまり浸透していない。

車道では、自転車も交通弱者であり、一般的には、車のドライバーに注意義務がある。それでも交差点で信号無視をしたり、信号待ちの車列の隙間をすりぬける危険な自転車走行が事故を招いている。警察庁の交通事故統計では、自転車関連事故は全体の約2割とここ10年間、高水準のままである。

自転車利用者に忘れてはならないことは、事故を起こせば被害者でも加害者でも事故の代償は高いことである。近年の裁判事例では、自転車通学の高校生が歩行者とぶつかり重傷を負わせた事故では、数千万円という高額な賠償金支払いが命じられている。自転車には、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）制度がない。賠償金が巨額であると支払いは困難で、被害者も賠償金を受け取れないという深刻な社会問題が発生している。任意の保険加入も検討することで安全運転の意義をより高めることが望まれる。

健康、環境、ファッション志向の高まりで自転車利用者が増えている。自転車は時には凶器ともなることを自覚し、交通ルールを守り事故のない安全運転を期待したい。